

駒ヶ根市美しい景観まちづくり推進事業補助金のご案内

赤須ヶ丘タウン建築協定内において、美しい景観まちづくりを推進するための事業を行う方に対して、予算の範囲内で市から補助金を交付します。

1. 補助金の交付対象となる事業の種類、補助率

事業の種類及び対象経費	補助率等
(1) 緑化に関する事業 道路に面する敷地の植栽等に係る 原材料費	各戸に対して 1回限り ○10分の10以内 (限度額5万円)
(2) 修景に関する事業 道路に面する敷地の自然石積に要 する 費用	各戸に対して 1回限り ○コンクリートブロック積による経費との 差額の3分の2以内 (限度額10万円)

2. 補助金交付までの流れ

①補助金の交付申請

- ・駒ヶ根市補助金等交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と共に提出してください。

②工事着手

- ・補助金の交付決定後に、契約及び工事着手をしてください。

③実績の報告

- ・工事が完了次第、速やかに駒ヶ根市補助事業実績報告書に必要事項を記入のうえ、添付書類と共に提出してください。

④補助金の交付

- ・指定された口座へ補助金を交付します。

※各書式の書き方については別紙記入例を参考にしてください。

3. 注意事項

- ・補助金の交付決定後に必ず契約及び工事着手をしてください。
- ・建築協定により、石積や擁壁と敷地の形状、建物位置等に規定があるため、ご確認ください。

【問い合わせ先】

駒ヶ根市役所 都市計画課 景観建築係

TEL 0265-83-2111 内線 524